

広島県告示第三百四十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

尾道市

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二八年六月二三日	午後一時～午後四時	三原農協せとだ南出張所
平成二八年六月二四日	午前九時～午後四時	瀬戸田小学校体育館前
平成二八年六月一五日	午前九時～午後〇時	重井公民館
	午後一時～午後四時	田熊公民館
平成二八年六月一六日	午前九時～午前一一時三〇分	中庄公民館
	午後一時～午後二時	三庄公民館
平成二八年六月二〇日	午後一時～午後四時	尾道市役所浦崎支所
平成二八年六月二一日	午前九時～午後四時	尾道市役所因島総合支所
平成二八年六月二二日	午前九時～午後四時	ベイタウン尾道冷凍倉庫
平成二八年六月二三日	午前九時～午後〇時	尾道市農協栗原支店
平成二八年六月二七日	午後一時～午後四時	広島県尾道庁舎
平成二八年六月二八日	午前九時三〇分～午前一一時三〇分	尾道市農協泊倉庫
	午前一一時～午後〇時	尾道市農協百島出張所
	午後二時三〇分～午後四時	尾道市役所旧向東支所
平成二八年六月二九日	午前九時～午後四時	尾道市役所
平成二八年六月三〇日	午前九時～午後〇時	尾道市役所

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
平成二八年六月二三日 平成二九年三月二日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会